

平成 27 年度税制改正大綱

平成 26 年 12 月 30 日に自由民主党及び公明党から平成 27 年度税制改正の大綱が発表されました。今回は、12 月 14 日に行われた衆議院解散総選挙の影響や、12 月末日で期限切れを迎える租税特別措置法があるためこのタイミングでの発表となりました。主な改正内容は以下の通りとなります。

税法	項目	改正案の内容													
相続税及び贈与税	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し	(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長されます。													
		① 非課税限度額が次のとおりとされます。													
		イ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外の住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月</td> <td>3,000 万円</td> <td>2,500 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月</td> <td>1,500 万円</td> <td>1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月</td> <td>1,200 万円</td> <td>700 万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円	平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円	平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円	
		住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋											
		平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円											
		平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円											
		平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円											
		ロ 上記イ以外の場合													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外の住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～平成 27 年 12 月</td> <td>1,500 万円</td> <td>1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 1 月～平成 29 年 9 月</td> <td>1,200 万円</td> <td>700 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月</td> <td>1,000 万円</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月</td> <td>800 万円</td> <td>300 万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	～平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円	平成 28 年 1 月～平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円	平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円	平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋													
～平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円													
平成 28 年 1 月～平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円													
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円													
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円													
(2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、その適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長されます。															

	<p>結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設</p>	<p>個人（20歳以上50歳未満の者に限る。以下「受贈者」という。）の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属（以下「贈与者」という。）が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき<u>1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。）までの金額に相当する部分の価額については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるもの</u>に限り、<u>贈与税を課さないことと</u>されます。</p> <p>（注）上記の「結婚・子育て資金」とは、内閣総理大臣が定める次に掲げる費用に充てるための金銭をいいます。</p> <p>① 結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む。）に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの</p> <p>② 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの</p>
	<p>教育資金贈与の見直し</p>	<p>教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加えるなど一定の見直しを行った上、その適用期限が<u>平成31年3月31日まで延長</u>されます。</p>
	<p>非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し</p>	<p>① 経営贈与承継期間（贈与税申告期限の翌日から5年を経過する日までの期間をいう。以下②において同じ。）経過後に、<u>経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額は免除</u>されます。</p> <p>② 経営贈与承継期間内に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合（<u>身体障害等のやむを得ない理由により当該経営承継受贈者が認定贈与承継会社の代表者でなくなった場合に限る。</u>）において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る<u>猶予税額は免除</u>されます。（相続税の納税猶予制度についても同様とされます。）</p> <p>③ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正を前提に、認定承継会社等に係る<u>認定事務が都道府県に移譲</u>されることに伴う所要の措置が講じられます。</p>
<p>法人税</p>	<p>法人税率の引き下げについて</p>	<p>法人税の税率が<u>23.9%</u>（現行25.5%）に引下げられ、法人の平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。</p> <p>（注）中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例（所得金額のうち800万以下の部分に対する税率：19%→15%等）の適用期限は、<u>2年延長</u>されます。</p>

欠損金の繰越控除制度について

① 欠損金の繰越控除制度における控除限度額について次のとおり、段階的に引き下げられます。
 イ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する繰越控除をする事業年度について、その繰越控除前の所得の金額の 65%相当額(現行 80%相当額)とされます。
 ロ 平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する繰越控除をする事業年度について、その繰越控除前の所得の金額の 50%相当額とされます。
 (注) 中小法人等については、現行の控除限度額(所得金額相当額)の適用が存続されます。

② 欠損金の繰越期間が 10 年(現行 9 年)に延長されます。これに伴い欠損金の繰越控除制度に係る帳簿の保存期間並びに法人税の欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間が 10 年(現行 9 年)に延長されます。
 (注)平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

受取配当等の益金不算入制度について

① 益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合が次のとおりとされます。

現行		改正案	
区分	不算入割合	区分	不算入割合
完全子法人株式等(株式等保有割合 100%)	100%	完全子法人株式等(株式等保有割合 100%)	100%
関係法人株式等(株式等保有割合 25%以上)		関連法人株式等(株式等保有割合 <u>3 分の 1 超</u>)	
上記以外の株式等	50%	その他の株式等(株式等保有割合 <u>5%超 3 分の 1 以下</u>)	50%
		非支配目的株式等(株式等保有割合 <u>5%以下及び特定株式投資信託</u>)	<u>20%</u>

(注 1)公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額については、その全額が益金算入(現行 収益の分配の額の 2 分の 1(又は 4 分の 1)の金額の 50%相当額を益金不算入)とされます。(特定株式投資信託を除きます。)
 (注 2)その他の株式等及び非支配目的株式等について、負債利子控除の対象から除外されます。
 (注 3)関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度が平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度とされます。

	<p>その他法人税</p>	<p>① エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例のうち即時償却制度について、対象資産から太陽光発電を除外した上で、その適用期限が<u>1年延長</u>(平成 29 年 3 月 31 日まで)されます。</p> <p>② 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、買換資産から機械装置等を除外するなどその他一定の見直しを行った上で、その適用期限が<u>2年3か月</u>(平成 29 年 3 月 31 日まで)<u>延長</u>されます。</p> <p>(注)上記①、②の改正は所得税も同様とされます。</p>																																								
<p>法人事業税</p>	<p>外形標準課税の拡大</p>	<p>① 法人事業税の税率の改正</p> <p>資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」といいます。)1 億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が次のとおりとされます。</p> <table border="1" data-bbox="523 678 1485 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">付加価値割</td> <td>0.48%</td> <td><u>0.72%</u></td> <td><u>0.96%</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本割</td> <td>0.2%</td> <td><u>0.3%</u></td> <td><u>0.4%</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td>年 400 万以下の所得</td> <td>3.8%</td> <td><u>3.1%</u></td> <td><u>2.5%</u></td> </tr> <tr> <td>年 400 万超 800 万以下の所得</td> <td>5.5%</td> <td><u>4.6%</u></td> <td><u>3.7%</u></td> </tr> <tr> <td>年 800 万超の所得</td> <td>7.2%</td> <td><u>6.0%</u></td> <td><u>4.8%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)各都道府県には課税自主権があるため独自の税率を設定している場合があります。</p> <p>② 地方法人特別税の税率の改正</p> <p>資本金 1 億円超の普通法人の地方法人特別税の税率が次のとおりとされます。</p> <table border="1" data-bbox="523 1368 1485 1671"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率</td> <td>67.4%</td> <td><u>93.5%</u></td> <td><u>152.6%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 資本割(及び均等割)の課税標準の見直し</p> <p>資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額が資本割の課税標準とされ、また法人住民税均等割の税率区分の基準とされます。</p>			現行	改正案		平成 27 年度	平成 28 年度～	付加価値割		0.48%	<u>0.72%</u>	<u>0.96%</u>	資本割		0.2%	<u>0.3%</u>	<u>0.4%</u>	所得割	年 400 万以下の所得	3.8%	<u>3.1%</u>	<u>2.5%</u>	年 400 万超 800 万以下の所得	5.5%	<u>4.6%</u>	<u>3.7%</u>	年 800 万超の所得	7.2%	<u>6.0%</u>	<u>4.8%</u>		現行	改正案		平成 27 年度	平成 28 年度～	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	<u>93.5%</u>	<u>152.6%</u>
		現行				改正案																																				
			平成 27 年度	平成 28 年度～																																						
付加価値割		0.48%	<u>0.72%</u>	<u>0.96%</u>																																						
資本割		0.2%	<u>0.3%</u>	<u>0.4%</u>																																						
所得割	年 400 万以下の所得	3.8%	<u>3.1%</u>	<u>2.5%</u>																																						
	年 400 万超 800 万以下の所得	5.5%	<u>4.6%</u>	<u>3.7%</u>																																						
	年 800 万超の所得	7.2%	<u>6.0%</u>	<u>4.8%</u>																																						
	現行	改正案																																								
		平成 27 年度	平成 28 年度～																																							
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	<u>93.5%</u>	<u>152.6%</u>																																							

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

(1) 概要

国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。）をする居住者が、所得税法に規定する有価証券等を有する場合には、当該国外転出の時に、当該有価証券等の譲渡等をしたものとみなして、所得の金額を計算することとされます。

(2) 対象者

本特例は、次の①及び②に掲げる要件を満たす居住者について、適用されます。

- ① 有価証券等の価額に相当する金額等の合計額が1億円以上である者
- ② 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者

(3) 5年以内に帰国をした場合の課税取消

本特例の適用を受けた者が、国外転出の日から5年を経過する日までに帰国した場合において、その者が国外転出の時において有していた有価証券等で国外転出の時以降引き続き有していたものについては、本特例による課税を取り消すことができます。

(4) 納税猶予

本特例の適用を受けたものが国外転出した日の属する確定申告書に納税猶予の記載した場合において、納税猶予分の担保を供し、かつ、納税管理人の届出をしたときは国外転出の日から5年（申請により10年とすることができます※。この場合（3）の課税取消期間も10年になります。）を経過する日までその納税を猶予します。

※納税猶予期間を延長した場合、相続税等の納税義務の判定に際し猶予期間中は国内に住所を有していたものとみなします。

(5) 納税猶予期限までに譲渡があった場合

納税猶予の期限までに、対象となる有価証券等を譲渡等した場合には、当該譲渡等した部分については、譲渡等から4か月を経過する日までに猶予税額を納税しなければなりません。（譲渡等の価額が国外転出時の課税価額を下回る時は、更正の請求により税額を減額することができます。）

(6) 相続等によるみなし譲渡

上記（2）の要件を満たす者の有する有価証券等が贈与、相続又は遺贈により非居住者に移転した場合には、移転時の価額により譲渡等があったものとして所得税が課されます。

(注) この特例は、平成27年7月1日以後に国外転出する場合又は同日以後の贈与、相続又は遺贈について適用されます。

	<p>未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)の創設</p>	<p>① 居住者等が、未成年者口座に設けた次に掲げる勘定の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべき当該勘定において管理されている上場株式等の配当等（当該未成年者口座において支払を受けるものに限る。）及び当該期間内に譲渡した当該上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さないこととされます。</p> <p>イ 非課税管理勘定 当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間</p> <p>ロ 継続管理勘定 当該継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日までの期間</p> <p>② 非課税管理勘定は、平成28年から平成35年までの各年（当該未成年者口座を開設している者が、その年1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。）に設けることができるとし、毎年80万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができます。</p> <p>③ 継続管理勘定は、平成36年から平成40年までの各年（当該未成年者口座を開設している者がその年1月1日において20歳未満である年に限る。）に設けることができるとし、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができます。</p> <p>（注）上記の制度は、平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます。ただし、これらの日が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に定める日前となる場合には、同日からとします。</p>
	<p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)の拡充</p>	<p>非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が、120万円（現行：100万円）に引き上げられます。</p> <p>（注）上記の改正は、平成28年分以後の非課税管理勘定について適用されます。</p>
	<p>住宅取得等に係る措置の延長</p>	<p>次に掲げる住宅取得等に係る措置（年末のローン残高×1%（最大40万円の税額控除）×10年）について適用期限（平成29年12月31日）が平成31年6月30日まで1年6月延長されます。</p> <p>① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除</p> <p>② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 他</p> <p>（注）個人住民税における住宅借入金等税額控除についても同様とします。</p>
	<p>特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除の延長</p>	<p>特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限が3年延長されます。</p>
<p>消費税</p>	<p>消費税率の引上げ時期の変更等</p>	<p>① 消費税率(国・地方)の10%への引上げの施行日が平成29年4月1日になります。</p> <p>② 消費税率(国・地方)の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日が平成28年10月1日とする等の改正が行われます。</p>

その他	登録免許税	<p>① 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が2年延長されます。</p> <p>② 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が2年延長されます。</p> <p>③ 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置が、適用期限の到来をもって廃止されます。</p>
	寄付金税額控除（ふるさと納税）の改正	<p>個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、特例控除額の控除限度額が、<u>個人住民税所得割額の2割</u>（現行1割）に引き上げられます。</p> <p>（注）上記の改正は、<u>平成28年度分以後の個人住民税</u>について適用されます。</p>
	不動産取得税の特例措置の延長	<p>① 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限が3年延長されます。</p> <p>② 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限が3年延長されます。</p>
	財産債務明細書の見直し	<p>財産債務明細書について、次の提出基準の見直しを行い、新たに、財産債務調書として整備されます。</p> <p>現行の提出基準である「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」が提出基準になります。</p> <p>（注）上記の改正は、<u>平成28年1月1日以後</u>に提出すべき財産債務調書について適用されます。</p>

[担当：野口 健一、樫木 智幸]